

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成25年12月25日
【会社名】	アヲハタ株式会社
【英訳名】	AOHATA Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野澤 栄一
【本店の所在の場所】	広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号
【電話番号】	(0846)26-0111
【事務連絡者氏名】	取締役経営本部副本部長 矢萩 直秀
【最寄りの連絡場所】	広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号
【電話番号】	(0846)26-0111
【事務連絡者氏名】	取締役経営本部副本部長 矢萩 直秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年12月24日に開催の取締役会において、平成26年12月1日を効力発生日（予定）として、当社がキューピー株式会社（以下「キューピー」といいます。）の営むジャム・ホイップ・スプレッド等のパン周り商品の販売事業（以下「分割対象事業」といいます。）を吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）により承継する旨の吸収分割契約を締結することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

なお、本会社分割は、平成25年12月25日から平成26年1月29日までを買付け等の期間としてキューピーが当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得するために実施する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。また、以下、本会社分割とあわせて、「本組織再編」といいます。）の成立を効力発生の条件としております。

2【報告内容】

1. 本会社分割の相手会社についての事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	キューピー株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号（同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「東京都調布市仙川町二丁目5番地7」で行っているとのことです。）
代表者の氏名	代表取締役 三宅 峰三郎
資本金の額	24,104百万円
純資産の額（連結）	195,928百万円（平成24年11月30日時点）
総資産の額（連結）	306,515百万円（平成24年11月30日時点）
事業の内容	調味料・加工食品の製造販売

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益（連結）

	平成22年11月期	平成23年11月期	平成24年11月期
売上高（百万円）	471,010	486,435	504,997
営業利益（百万円）	22,119	20,816	23,368
経常利益（百万円）	22,762	21,912	24,467
純利益（百万円）	10,613	9,449	12,291

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社中島董商店	17.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.29%
株式会社董花	3.18%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	3.00%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2.94%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.83%
財団法人旗影会	2.78%
キューピー株式会社	2.13%
株式会社三井住友銀行	2.10%
日本生命保険相互会社	2.02%

（注） 平成25年5月31日時点のものです。

(4) 当社との資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	キューピーは、当社の発行済株式総数の16.16%（間接保有分を含んだ現時点での所有割合（注）です。）を保有しております。
人的関係	取締役2名が、両社の取締役を兼任しております。また、監査役1名が両社の監査役を兼任しております。さらに、当社従業員4名がキューピーに、キューピー従業員3名が当社に出向しております。
取引関係	当社とキューピーの間には、ジャム類を中心とした商品の取引関係があります。

（注） 当社が平成25年12月10日に公表した平成25年10月期 決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成25年10月31日現在の発行済株式総数である6,900,000株から、当該平成25年10月期 決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成25年10月31日現在の自己株式13,024株を控除した株式数6,886,976株に対する割合をいい、以下、所有割合といたします。なお、小数点以下第三位を四捨五入しており、以下、所有割合の計算において同じです。

2. 本会社分割の目的

当社は、みかんの缶詰加工とオレンジマレードなどのジャム類の製造を目的として、昭和7年に創業しました。それ以来、当社は、「缶詰技術を応用し、素材の新鮮さ、風味を生かした安全、安心な食品づくり」を使命とし、「最高の品質（美味しさ、健康）とお買い求めやすい価格」の追求に取り組んでまいりました。

また、当社は、平成25年度から3ヶ年中期経営計画に基づく年度方針として、「人材育成」、「国内事業の持続的成長」、「海外事業の着実な展開」、「品質視点経営」をテーマに掲げ、収益性及び経営効率の向上をめざした事業展開を進めております。

一方、キューピーは、大正8年の創業以来、人が生きていくうえで欠かすことのできない「食」の分野を担う企業集団として、安全・安心を全ての基本に、おいしく健康な食生活に貢献し続けることを使命として事業を展開してきました。「キューピーグループは『おいしさ・やさしさ・ユニークさ』をもって、食生活に貢献いたします。」を経営理念に、現在では、マヨネーズ及びドレッシングを扱う「調味料事業」を中心に、「タマゴ事業」、「サラダ・惣菜事業」、「加工食品事業」、「ファインケミカル事業」、「物流システム事業」の6事業分野を展開しており、分割対象事業を含む加工食品事業においては、国内トップシェアを誇るジャムを始め、パスタソースなどの加工食品や育児食・医療食・介護食のヘルスケア商品を含め、全ての世代のお客様に「おいしさ」と「感動」をお届けする事業として展開しております。

また、キューピーは、平成25年度からの3年間を対象とする中期経営計画を策定（平成25年1月公表）し、グループ全体で挑戦する風土を醸成し、「国内での持続的成長」と「海外での飛躍的成長」を遂げるべく、「ユニークさの発揮と創造」を軸にした4つの経営方針（経営基盤の強化、国内でのイノベーション、海外への本格展開、将来への布石）にグループが連携して取り組み、企業価値の一層の向上に努めております。特に、加工食品事業においては、生産体制の最適化やカテゴリーの精鋭化による収益基盤の再構築を行い、各カテゴリーの選択と集中によって商品開発や販路開拓を強化することで、早期の利益改善の実現に向けて取り組んでおります。

これまで両社は、キユーピーが「アラハタ」等の商標を付した商品の生産を当社に委託し、当社から商品を直接買い受け、特約店等の第三者へ販売することで、当社が生産機能、キユーピーが販売機能を担う体制を構築し、それぞれが各機能を高めることで売上及び利益の増大をめざしてまいりました。また、キユーピーは、当社から第三者割当ての方式による株式発行の割当てを受け、その後一部当社株式を売却する等して、当社株式が平成10年に広島証券取引所に上場（現在は東京証券取引所市場第二部に上場）される前の平成8年より現在の直接保有分の株式数を保有しています。その結果、当社株式の16.16%（間接保有分を含んだ所有割合です。）を保有し、当社を持分法適用関連会社とすることによって、当社の独立性を維持しつつ、上記事業における連携を図ってまいりました。

しかしながら、キユーピーの加工食品事業及び当社が属する業界においては、食品消費の節約志向、低価格志向が継続しており、また、顧客ニーズの多様化や嗜好の変化により、厳しい市場環境が続いております。加えて、円安及び原資材やエネルギー価格の高止まり等により、コスト上昇にも予断を許さない状況が続いております。

このような状況の中で、当社及びキユーピーは、平成25年8月頃より、両社の連携を深め、事業シナジーを創出し、企業価値のより一層の向上を図るために協議を進めてまいりました。

その結果、加工食品事業の「パン周り」、「パスタ周り」、「米周り」の3つのドメインの中で、当社にて主に生産し、キユーピーにて販売機能を担っているパン周りカテゴリーについて、分割対象事業を本会社分割によって当社へ移管し、当社において生産・販売が一体となった事業体制を構築することが、当社における意思決定の迅速化や独自の販売体制の推進及び多様化する顧客ニーズや嗜好の変化を踏まえた迅速な商品開発を可能とし、ひいてはキユーピーの加工食品事業全体の市場競争力の向上につながるとの判断に至りました。更に、キユーピーが、本公開買付けによる当社株式の取得に加え、本会社分割により当社株式を追加取得し、当社を連結子会社化することが、尽きることのない合理化推進などの経営ノウハウのより積極的な相互活用及び国内外での両社の販路融合やフルーツ加工における技術の連携強化につながり、キユーピーとしては加工食品事業の強化及び収益性改善、当社としてはこれまで以上にキユーピーの経営資源を活用することによる経営基盤強化につながることで、両社の今後のさらなる成長・発展と企業価値向上に資するとの考えで一致いたしました。

今般の分割対象事業の当社への移管及び当社の連結子会社化は、キユーピーの中期経営計画において加工食品事業のテーマである「事業の再構築を完遂させる」施策の一環であり、これによって消費者の皆様へ「おいしさ」と「感動」をお届けできる体制が強化できるなど、中期経営計画で掲げる「国内での持続的成長」を実現する上で、大きな意義があるものと捉えています。なお、具体的なシナジーとしては以下のメリットも期待されます。

ジャム類の生販一体化を推進することで、お客様のニーズを素早く商品化に結び付けます。

生販一体化することで、市場のニーズをいち早く商品開発につなぐことが可能となります。そしてジャムの市場からジャムを含めたより広い意味でのフルーツ加工品という市場へ領域の幅を拡大させ、新たな価値創出を行ってまいります。例えばフルーツソースやジュレ、そしてフルーツデザートなどの商品開発などを加速すると共に、専任の営業担当者による専門性や提案力を強化させていきます。

両社のもつ販売ルートを活用し、両社の価値を最大限に高めます。

キユーピーは、レストランを始めとする外食市場に向けた調味料や加工食品の販売や、ベーカリーや菓子メーカー向けのタマゴ加工原料などの販売、またコンビニエンスストアや惣菜などの中食市場に向けた販売など、国内でのバランスの良い、幅広い販路に強みがあります。一方、当社は、ヨーグルトなど乳製品に利用するフルーツ原料の製造業者向け販売に独自のルートを築いています。これらの販路をグループ全体でさらに活用していくことで、フルーツ加工品の販路拡大にもつながり、従って、国内成長していく余地は、まだ大きいものと考えています。

ジャムを含めたフルーツ加工品の東アジアでの展開も加速させていきます。

当社は、中国にジャム製造会社を設立し稼働していますが、現在成長を続けるベーカリー、パン市場に対応するために、中国やASEANで定着しつつあるキユーピーの海外事業ノウハウや、そのインフラを活用することで、当社の海外展開を加速できると考えています。

以上のような理由から、当社及びキユーピーは、平成25年12月24日開催の取締役会において、本公開買付けの成立をその効力発生の条件として、本会社分割を実施することを決議し、キユーピーは、本会社分割と併せて、本公開買付け実施による当社株式の取得を決議いたしました。なお、本公開買付けが成立した後、本会社分割の効力発生（平成26年12月1日予定）により、当社は実質支配力基準によりキユーピーの連結子会社となる予定です。

3. 本会社分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容、その他の吸収分割契約の内容

(1) 本会社分割の方法

キユーピーを吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

(2) 本会社分割に係る割当ての内容

当社は、分割対象事業の対価として、キューピーに対して当社の普通新株式1,192,000株（所有割合17.31%）を割当て交付します。但し、上記割当株式数は、後述4.(2)における算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社で協議の上、変更することがあります。

なお、本会社分割の本組織再編における位置付けは以下のとおりです。

キューピーは、平成25年12月24日現在、当社株式1,088,036株（所有割合15.80%）を直接保有し、キューピーの子会社である株式会社キューソー流通システムを通じて間接保有する当社株式25,000株（所有割合0.36%）を合算すると、合計1,113,036株（所有割合16.16%）を保有し、当社を持分法適用関連会社としております。平成25年12月24日に公表しております「キューピー株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、当社の発行済株式のうち1,597,800株を買付予定数の上限とし、1,355,600株を買付予定数の下限として、平成25年12月25日から平成26年1月29日まで（20営業日）、本公開買付けを実施しております。本公開買付けの成立によって、キューピーは当社株式を、少なくとも本公開買付けの下限としている1,355,600株取得する予定です。そして、平成26年12月1日（予定）の本会社分割の効力発生日以降、キューピーは当社株式を、本公開買付けの下限としている1,355,600株（所有割合19.68%）と合わせて、少なくとも3,635,636株を直接保有する予定です。この結果、当社の議決権総数に対するキューピーの所有割合（但し、その計算において、分母は平成25年10月31日現在の発行済株式総数である6,900,000株から、同日現在の自己株式13,024株を控除した株式数（6,886,976株）に本会社分割の対価としてキューピーに交付されることが予定されている1,192,000株を加算した株数である8,078,976株を用いています。）は少なくとも45.00%（直接保有分）となり、実質支配力基準により、当社はキューピーの連結子会社となる予定です。

(3) その他の吸収分割契約の内容

本会社分割の日程

両社吸収分割契約取締役会決議日	平成25年12月24日（火曜日）
吸収分割契約締結日	平成25年12月24日（火曜日）
吸収分割効力発生日	平成26年12月1日（月曜日）（予定）

（注1） 吸収分割会社であるキューピーは会社法第784条第3項に定める簡易吸収分割の規定により、吸収分割承継会社である当社は会社法第796条第3項に定める簡易吸収分割の規定により、両社とも株主総会による承認の手続を経ずに本会社分割を行う予定です。

（注2） 本会社分割の効力発生日は、両社の合意により変更される場合があります。

（注3） 本会社分割の効力発生は、本公開買付けの成立を条件としております。

本会社分割により増減する資本金

当社及びキューピーにおいて、本会社分割による資本金の増減はございません。

承継会社が承継する権利義務

当社は、効力発生日において、キューピーとの間で締結した吸収分割契約に基づき、分割対象事業を遂行する上で必要と判断される資産、契約その他の権利義務を承継します。

本会社分割において当社は雇用契約を承継しませんが、効力発生日以降、キューピーから分割対象事業に従事する従業員の出向を受け入れる予定です。

債務履行の見込み

当社及びキューピーは、本会社分割の効力発生日以降に弁済期が到来するそれぞれの債務につき、履行の見込みがあると判断しております。

4. 本会社分割に係る割当ての内容の算定根拠

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

本会社分割に際して、分割対象事業の対価として、キューピーに対して交付される当社の普通新株式の数につきましては、両社は、本会社分割と同時に公表しました本公開買付けに係る条件とあわせて協議・交渉を行いました。

本会社分割に係る割当株式数の公正性・妥当性を担保するため、当社は山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）に、キューピーは大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に、それぞれ割当株式数に関する算定を依頼し、併せて、後記(3)及び(4)のとおり公正性担保措置及び利益相反回避措置をとり、これらの第三者算定機関による算定結果及び当社株式の市場株価水準その他の諸要因を踏まえ協議・交渉した結果、両社は、それぞれ、上記「3.(2) 本会社分割に係る割当ての内容」に記載のとおり、本会社分割に際して、分割対象事業の対価として、キューピーに対して交付される当社の普通新株式の数を1,192,000株とすることが妥当であると判断し、両社の間で合意に至り、平成25年12月24日、吸収分割契約の承認にかかる両社の取締役会決議を得て、吸収分割契約を締結いたしました。

なお、当社及びキューピーは、いずれも上記第三者算定機関より、割当株式数がそれぞれの株主にとって財務的見地より公正である旨の意見の表明を受けておりません。

(2) 算定に関する事項

算定機関の名称並びに当社及びキューピーとの関係

当社及びキューピーは、本会社分割に係る割当株式数の公正性・妥当性を担保するために、それぞれが独立した第三者算定機関に意見を求めることとし、当社は山田FASを、キューピーは大和証券を選定し、算定書を取得いたしました。なお、算定機関である山田FAS及び大和証券は、いずれも当社及びキューピーの関連当事者には該当せず、当社及びキューピーとの間で重要な利害関係を有しません。

算定の概要

山田FASは、分割対象事業については、分割対象事業には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による事業価値の類推が可能であることから類似会社比較法を採用するとともに、将来の事業活動の状況を分割対象事業の評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。また、当社については、当社株式が東京証券取引所に上場されており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成25年12月20日を算定基準日として、算定基準日終値並びに算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間及び算定基準日までの6ヶ月間の各期間の終値平均株価を採用）を採用し、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。

なお、以下の分割対象事業に対する割当株式数の算定レンジでは、マーケット・アプローチにおいて、分割対象事業については類似会社比較法による算定結果を、当社株式については市場株価法による算定結果を用いて評価レンジを算定しております。また、DCF法においては、分割対象事業及び当社株式の両者についてDCF法による算定結果を用いて評価レンジを算定しております。

算定手法	分割対象事業に対する割当株式数
マーケット・アプローチ	994千株～1,308千株
DCF法	978千株～1,610千株

他方、大和証券は、分割対象事業については、分割対象事業には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による事業価値の類推が可能であることから類似会社比較法を採用するとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。また、当社については、当社株式が東京証券取引所に上場されており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成25年12月20日を算定基準日として、算定基準日終値並びに算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間及び算定基準日までの6ヶ月間の各期間の終値平均株価を採用）を採用し、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。

なお、以下の分割対象事業に対する割当株式数の算定レンジでは、マーケット・アプローチにおいて、分割対象事業については類似会社比較法による算定結果を、当社については市場株価法による算定結果を用いて評価レンジを算定しております。また、DCF法においては、分割対象事業及び当社株式の両者についてDCF法による算定結果を用いて評価レンジを算定しております。

算定手法	分割対象事業に対する割当株式数
マーケット・アプローチ	848千株～1,272千株
DCF法	1,005千株～2,099千株

なお、山田FAS及び大和証券は、割当株式数の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、信頼性、完全性又は妥当性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、各社の経営陣により当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に、かつ、適切な手続きに従って作成されていることを前提としています。

また、山田FAS及び大和証券がDCF法による算定において前提とした分割対象事業の将来の利益計画には、大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。これは主として平成25年10月期に、商品リニューアルに伴い一時的に増加したコストが、平成26年10月期以降においては低減することによる増益が見込まれるためです。なお、その他の分割対象事業にかかる一般管理費については、現状ベースを見込んでおります。また当社の将来の利益計画については、現状の組織体制を前提として作成されておりますが、大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。これは平成25年10月期においては、原材料価格の上昇や収益力の減少等に伴い、減益となった一方、平成26年10月期においては、技術革新による商品の付加価値化の推進、果実原料の収量向上や生産体制の最適化、加工コストや販売管理コストの低減等による増益が見込まれるためです。

(3) 公正性を担保するための措置

本会社分割は支配株主との間の会社分割には該当しませんが、キューピーは当社株式の16.16%（間接保有分を含んだ現時点での所有割合です。）の当社株式を保有し、当社はキューピーの持分法適用関連会社に該当し、当社に対して社外取締役2名（三宅峰三郎氏及び中島周氏）及び社外監査役1名（石黒俊一郎氏）を派遣しているという状況を考慮し、本会社分割の公正性を担保するために、当社及びキューピーは、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

算定書の取得

本会社分割の公正性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関として、当社は山田FASを、キューピーは大和証券をそれぞれ選定し、本会社分割の割当株式数に関する算定書を平成25年12月20日に取得しました。なお、両社は、いずれも上記第三者算定機関より、割当株式数がそれぞれの株主にとって財務的見地より公正である旨の意見の表明を受けておりません。

独立した法律事務所からの助言

当社は潮見坂総合法律事務所を、キューピーは長島・大野・常松法律事務所をそれぞれリーガル・アドバイザーとして選任し、本会社分割に関する意思決定方法に関する法的助言を受けております。なお、潮見坂総合法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所ともに、当社及びキューピーとの間で重要な利害関係を有しておりません。

(4) 利益相反を回避するための措置

本会社分割は支配株主との間の会社分割には該当しませんが、キューピーは当社株式の16.16%（間接保有分を含んだ現時点での所有割合です。）の当社株式を保有し、当社はキューピーの持分法適用関連会社に該当し、当社に対して社外取締役2名及び社外監査役1名を派遣しているという状況を考慮し、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

当社の取締役のうち、三宅峰三郎氏はキューピーの代表取締役社長であり、中島周氏はキューピーの常務取締役であることから、本会社分割に関し利益が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、当社の立場において本会社分割に関するキューピーとの協議・交渉に参加しておらず、また、平成25年12月24日開催の当社取締役会において、本会社分割に関する審議及び決議に参加していません。また、当社の監査役のうちキューピーの社外監査役を兼任している石黒俊一郎氏は、本会社分割に関し利益が相反するおそれがあるため、上記の取締役会において、本会社分割に関する審議には参加していません。なお、上記の取締役会においては、三宅峰三郎氏及び中島周氏を除く当社の全ての取締役が出席し、出席取締役全員の賛成により、本会社分割に関する決議を行っており、また、石黒俊一郎氏を除いた当社の全ての監査役が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

5. 本会社分割後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	アヲハタ株式会社
本店の所在地	広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号
代表者の氏名	代表取締役 野澤 栄一
資本金の額	644百万円
純資産の額（連結）	9,870百万円（平成25年10月31日現在）
総資産の額（連結）	13,309百万円（平成25年10月31日現在）
事業の内容	ジャム類の製造及び販売

以 上